

令和 4 年 第 2 回
霧 島 市 議 会 定 例 会
一 部 改 正 条 例 新 旧 対 照 表

霧 島 市

目 次

議案第38号	霧島市税条例等の一部改正について	・・・ 1
議案第39号	霧島市手数料条例の一部改正について	・・・ 8
議案第40号	霧島市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	・・・ 8
議案第41号	霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 10
議案第42号	霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について	・・・ 11
議案第43号	霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	・・・ 12
議案第44号	霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について	・・・ 13

議案第38号 霧島市税条例等の一部改正について

第1条関係 霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>を請求する者は、霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号。以下「手数料条例」という。）に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に<u>特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付_____を請求する者は、霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号。以下「手数料条例」という。）に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の規定は、<u>特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純

い。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純

損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）

損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第36条の3の2 略

(1) 略

(新設)

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、

扶養親族（控除対象扶養親族 _____ を除外。）

を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2～5 略

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）については、手数料を徴しないものとする。

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含み、原本証明を付するものに限る。）を請求する者は、手数料条例に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(新設)

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2～5 略

（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第387条第3項の規定による各寄帳の閲覧及びその写し（原本証明を付さないものに限る。）の交付を含む。）については、手数料を徴しないものとする。

（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付 _____を請求する者は、手数料条例に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

附 則

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受け

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る 同条第4項に規定する確定申告書にこの項 の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合

_____であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2

ようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項 の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 （条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。） であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等実施特例法第3条の2

の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号

）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(削る)

の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条関係 霧島市税条例の一部を改正する条例（令和3年霧島市条例第17号）の一部改正について

改正後	改正前
第36条の3の3第1項中「 <u>扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。</u>	第36条の3の3第1項中「 <u>控除対象扶養親族を除く</u> 」を「 <u>年齢16歳未満の者</u> 」に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

議案第39号 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
1～76 略	略	1～76 略	略
77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1)・(2) 略	略	77 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 (1)・(2) 略	略
78～90 略	略	78～90 略	略

議案第40号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

第1条関係 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第3（第4条関係）		別表第3（第4条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
略	略	略	略
霧島市立陵南中学校	霧島市溝辺町麓二丁目24番地	霧島市立陵南中学校	霧島市溝辺町麓1680番地
略	略	略	略

第2条関係 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部改正について

改正後	改正前
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）

名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
略					
玉利団地	霧島市溝辺町麓五丁目103番地	中層耐火構造 4階建	24	昭和58	
	霧島市溝辺町麓五丁目103番地	中層耐火構造 4階建	24	昭和61	
	霧島市溝辺町麓五丁目103番地	中層耐火構造 4階建	16	平成元	
略					

名称	位置	構造	戸数	建設年度	備考
略					
玉利団地	霧島市溝辺町麓1172番地1	中層耐火構造 4階建	24	昭和58	
	霧島市溝辺町麓1172番地1	中層耐火構造 4階建	24	昭和61	
	霧島市溝辺町麓1172番地1	中層耐火構造 4階建	16	平成元	
略					

第3条関係 霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）の一部改正について

改正後	改正前
別表（第3条関係） 水道事業給水区域	別表（第3条関係） 水道事業給水区域
国分重久の一部、国分剣之宇都町の一部、国分清水の一部、国分清水一丁目、国分清水二丁目、国分清水三丁目、国分清水四丁目、国分清水五丁目、国分郡田の一部、国分台明寺の一部、国分姫城の一部、国分姫城南、国分名波町、国分城山町、国分中央一丁目、国分中央二丁目、国分中央三丁目、国分中央四丁目、国分中央五丁目、国分中央六丁目、国分野口、国分野口町、国分野口東、国分野口北、国分野口西の一部、国分府中、国分府中町、国分向花、国分向花町、国分新町、国分新町一丁目、国分新町二丁目、国分上小川の一部、国分山下町、国分松木、国分松木町、国分松木東、国分福島、国分福島一丁目、国分福島二丁目、国分福島三丁目、国分広瀬、国分広瀬一丁目、国分広瀬二丁目、国分広瀬三丁目、国分広瀬四丁目、国分湊、国分上井の一部、国分川内の一部、国分敷根の一部、国分下井の一部、国分川原の一部、国分上之段の一部、隼人町真孝、隼人町住吉、隼人町見次、隼人町内山田、隼人町内山田一丁目、隼人町内山田二丁目、隼人町内山田三丁目、隼人町内山田四丁目、隼人町姫城、隼人町姫城一丁目、隼人町姫城二丁目、隼人町姫城三丁目、隼人町神宮一丁目、隼人町神宮二丁目、隼人町神宮三丁目、隼人町神宮四丁目、隼人町神宮五丁目、隼人町神宮六丁目、隼人町小浜の一部、隼人町野久美田の一部、隼人町小田の一部、隼人町朝日の一部、隼人町内の一部、隼人町東郷、隼人町東郷一丁目、隼人町西光寺の一部、隼人町松永の一部、隼人町松永一丁目、隼人町松永二丁目、隼人町嘉例川の一部、	国分重久の一部、国分剣之宇都町の一部、国分清水の一部、国分清水一丁目、国分清水二丁目、国分清水三丁目、国分清水四丁目、国分清水五丁目、国分郡田の一部、国分台明寺の一部、国分姫城の一部、国分姫城南、国分名波町、国分城山町、国分中央一丁目、国分中央二丁目、国分中央三丁目、国分中央四丁目、国分中央五丁目、国分中央六丁目、国分野口、国分野口町、国分野口東、国分野口北、国分野口西の一部、国分府中、国分府中町、国分向花、国分向花町、国分新町、国分新町一丁目、国分新町二丁目、国分上小川の一部、国分山下町、国分松木、国分松木町、国分松木東、国分福島、国分福島一丁目、国分福島二丁目、国分福島三丁目、国分広瀬、国分広瀬一丁目、国分広瀬二丁目、国分広瀬三丁目、国分広瀬四丁目、国分湊、国分上井の一部、国分川内の一部、国分敷根の一部、国分下井の一部、国分川原の一部、国分上之段の一部、隼人町真孝、隼人町住吉、隼人町見次、隼人町内山田、隼人町内山田一丁目、隼人町内山田二丁目、隼人町内山田三丁目、隼人町内山田四丁目、隼人町姫城、隼人町姫城一丁目、隼人町姫城二丁目、隼人町姫城三丁目、隼人町神宮一丁目、隼人町神宮二丁目、隼人町神宮三丁目、隼人町神宮四丁目、隼人町神宮五丁目、隼人町神宮六丁目、隼人町小浜の一部、隼人町野久美田の一部、隼人町小田の一部、隼人町朝日の一部、隼人町内の一部、隼人町東郷、隼人町東郷一丁目、隼人町西光寺の一部、隼人町松永の一部、隼人町松永一丁目、隼人町松永二丁目、隼人町嘉例川の一部、

溝辺町三縄、溝辺町有川（丹生付、木場、竹山を除く。）、溝辺町麓（房山を除く。）、 溝辺町麓一丁目、溝辺町麓二丁目、溝辺町麓三丁目、溝辺町麓四丁目、溝辺町麓五丁目、 溝辺町麓六丁目 、溝辺町崎森、横川町上ノの一部、横川町下ノの一部、牧園町宿窪田の一 部、牧園町下中津川の一部、福山町福山の一部及び始良市加治木町日木山の一部	溝辺町三縄、溝辺町有川（丹生付、木場、竹山を除く。）、溝辺町麓（房山を除く。） _____、溝辺町崎森、横川町上ノの一部、横川町下ノの一部、牧園町宿窪田の一 部、牧園町下中津川の一部、福山町福山の一部及び始良市加治木町日木山の一部
備考 ただし、一部の区域は、水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の認可を受 けた区域とする。	備考 ただし、一部の区域は、水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項の認可を受 けた区域とする。

議案第41号 霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第168号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
使用料等の種類	金額	使用料等の種類	金額
略	略	略	略
初診時選定療養費	初診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申 出療養及び選定療養第2条第4号に規定する初 診をいう。）1件につき <u>7,000円</u>	初診時選定療養費	初診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申 出療養及び選定療養第2条第4号に規定する初 診をいう。）1件につき <u>5,000円</u>
再診時選定療養費	再診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申 出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再 診をいう。）1件につき <u>3,000円</u>	再診時選定療養費	再診（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申 出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再 診をいう。）1件につき <u>2,500円</u>
略	略	略	略

議案第42号 霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年霧島市条例第247号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報サービス業等 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第5条の13第9項に規定する業種をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(特別措置の対象)</p> <p>第5条 固定資産税の課税免除を受けることができる者は、青色申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第143条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第121条第1項に規定するものをいう。）を提出する事業者であって、その事業にあたって取得等をした設備が次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特令」という。）第6条の3第14項第1号又は第28条の9第15項第1号に規定する期間内（当該産業振興促進区域がこの期間内に過疎地に該当しないこととなる場合には、この期間の初日からその該当しないこととなる日までの期間）に事業の用に供するもの（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は同法第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は同法第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもの）であること。</p> <p>(2) 設備を構成する固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1項第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものの取得等（租特令第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）あつては、新設又は増設に限る。）をしたこと。</p> <p>イ・ロ 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 情報サービス業等 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第5条の13第6項に規定する業種をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(特別措置の対象)</p> <p>第5条 固定資産税の課税免除を受けることができる者は、青色申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第143条又は法人税法（昭和40年法律第34号）第121条第1項に規定するものをいう。）を提出する事業者であって、その事業にあたって取得等をした設備が次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特令」という。）第6条の3第9項第1号又は第28条の9第9項第1号に規定する期間内（当該産業振興促進区域がこの期間内に過疎地に該当しないこととなる場合には、この期間の初日からその該当しないこととなる日までの期間）に事業の用に供するもの（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は同法第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は同法第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもの）であること。</p> <p>(2) 設備を構成する固定資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1項第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1項第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のものの取得等（租特令第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）あつては、新設又は増設に限る。）をしたこと。</p> <p>イ・ロ 略</p>

議案第43号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第47号）の一部改正について

改正後				改正前				
(使用時間及び休館日)				(使用時間及び休館日)				
第3条 森林公園等の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。				第3条 森林公園等の使用時間及び休館日は、次のとおりとする。				
名称	施設名	使用時間	休館日	名称	施設名	使用時間	休館日	
霧島市黒石岳森林公園	公園	午前8時30分から午後5時まで	火曜日	霧島市黒石岳森林公園	公園	午前8時30分から午後5時まで	火曜日	
	緑地広場				グラウンドゴルフ場			
	林内作業所	バンガロー	宿泊（午後5時から翌日の午前9時まで）		林内作業所	バンガロー	宿泊（午後5時から翌日の午前9時まで）	火曜日
	テント施設							
霧島市森林活用環境施設	略	略	略	霧島市森林活用環境施設	略	略	略	
2・3 略				2・3 略				
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）				
名称		有料施設名		名称		有料施設名		
霧島市黒石岳森林公園		バンガロー		霧島市黒石岳森林公園		バンガロー		
		林内作業所				グラウンドゴルフ場		
		テント施設				林内作業所		
略		テント施設						
霧島市森林活用環境施設		略		霧島市森林活用環境施設		略		
別表第2（第11条、第16条関係）				別表第2（第11条、第16条関係）				
1 略				1 略				
2 第7条に規定する有料施設を使用する場合				2 第7条に規定する有料施設を使用する場合				
区分			基本使用料	区分			基本使用料	
霧島市黒石岳森林公園	林内作業所		1時間につき190円	霧島市黒石岳森林公園	グラウンドゴルフ場		<u>1時間につき140円</u>	
	バンガロー	宿泊	1棟1泊につき5,250円		林内作業所			1時間につき190円
		休憩	1棟につき1,790円			バンガロー	宿泊	1棟1泊につき5,250円
	テント施設	宿泊	1棟1泊につき1,100円		休憩		1棟につき1,790円	
					1棟につき550円	テント施設	宿泊	1棟1泊につき1,100円

霧島市森林 活用環境施 設	略	略	略	略	休憩	1棟につき550円
霧島市森林 活用環境施 設	略	略	略	略	略	略
備考 1 _____ 林内作業所の使用における使用時間に1時間未満の端数を 生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。 2～5 略				備考 1 <u>グラウンドゴルフ場及び</u> 林内作業所の使用における使用時間に1時間未満の端数を 生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。 2～5 略		

議案第44号 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年霧島市条例第27号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 特別償却設備設置者 省令第2条第2号に定める期間内に法第17条の2第3項の規定に基づき特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から<u>3年</u>を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者をいう。</p> <p>(9) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 特別償却設備設置者 省令第2条第2号に定める期間内に法第17条の2第3項の規定に基づき特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から<u>2年</u>を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者をいう。</p> <p>(9) 略</p>